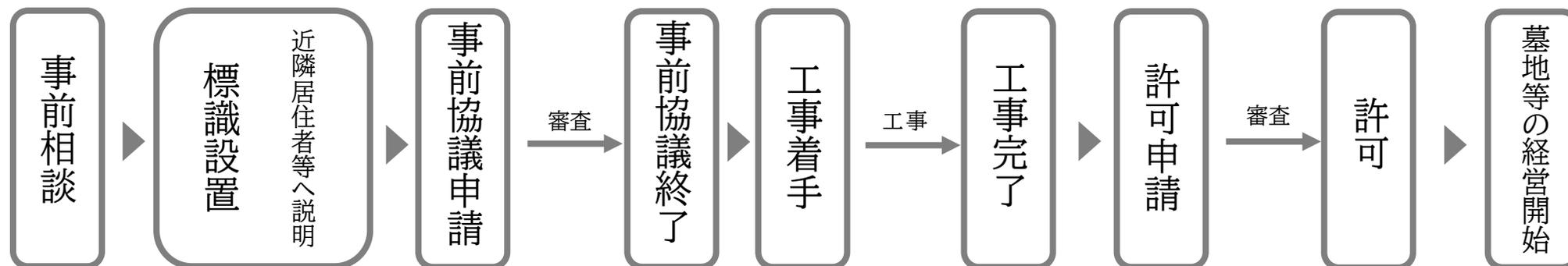


墓地，納骨堂，火葬場の経営許可に関する手続について

【手続の流れ】



【手続の説明】

項目	内容
事前相談	相談時期:新たに墓地又は納骨堂の経営を検討している,今経営している墓地又は納骨堂の変更又は廃止等を検討している時
近隣居住者等への説明	説明時期:事前相談の段階で,許可基準等に適合する見込みがあり,ある程度詳細な計画を説明できる時 目的:近隣居住者の意見を墓地の計画に反映し周辺環境の調和を図る,また,近隣住民等との合意が図られるように努めることで紛争を最小限に防ぐことを目的としています。
標識設置	説明時期:近隣居住者に計画を説明する時期 設置場所:墓地の出入口となる場所 目的:近隣居住者等へ計画の段階から広く周知を行い,後の紛争等を最小限に防ぐことを目的としています。
事前協議申請	申請時期:墓地又は納骨堂の工事着手前 内容:工事完了後の許可申請段階で,墓地等の許可基準等を満たさないことが判明し,申請者に多大な負担をかけることがないように,許可申請前に計画内容が許可基準等に適合しているか審査を行うものとなっています。
事前協議終了	内容:書類及び現地審査等の確認の結果,支障がない場合は,事前協議済書を交付します。事前協議済書には許可申請が行える期限が記載されており,事前協議済書の交付日から3年となっています。
工事着手	内容:条例及び規則により事前協議が終了し,工事に着手しようとするときは工事着手届を提出する必要があります。
工事完了	内容:条例及び規則により,工事が完了した場合は,工事完了届を提出する必要があります。
許可申請	申請時期:工事完了届提出後 内容:法の理念等に照らして,墓地等の安定した経営,利用者保護の観点及び周辺環境との調和など,墓地等の経営が永続的に支障なく行われるかを審査します。
許可	内容:書類及び現地審査等の結果,支障がない場合は,許可書を交付します。
墓地等の使用開始	内容:許可書交付後,墓地等の経営が開始できます。

※ 手続の内容によって,手続の流れ等が変わります。新しい墓地の経営,経営している墓地の変更や廃止を検討している場合は,健康福祉課にご相談ください。